

西原町中央公民館再整備検討委員会規則

令和4年3月3日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、西原町附属機関の設置に関する条例(平成16年西原町条例第17号)第3条の規定に基づき、西原町中央公民館再整備検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、西原町中央公民館の再整備に係る基本計画の策定に関する必要な事項について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係団体を代表する者又は関係団体より推薦のあった者
- (3) 町職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する答申が終了したときをもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議の議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行の後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。